

24 未環第176号
平成24年12月14日

関係事業者団体 様

長崎県未来環境推進課長
(公印省略)

長崎県リサイクル製品等認定制度にかかる認定申請の募集について（お知らせ）

日頃より本県の環境行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図ることを目的として、平成20年度から「長崎県リサイクル製品等認定制度」の運用を開始しております。

本制度により認定された製品等については、県が行う公共工事等で優先的に使用するほか、県民の皆さんや県内の市町等へホームページ等で広く情報提供し、その利用促進を図っております。

つきましては、別紙「長崎県リサイクル製品等認定制度にかかる申請要領」のとおり、本年度の第2回目の認定申請を受け付けますので、関係事業者等への情報提供について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、詳しくは、未来環境推進課のホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/mirai/index.php>)

長崎県未来環境推進課

循環・快適環境班 原田

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

電話 095-895-2511 FAX 095-895-2566

e-mail takobou-harada0101@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県リサイクル製品等認定制度にかかる申請要領 (平成24年度認定申請)

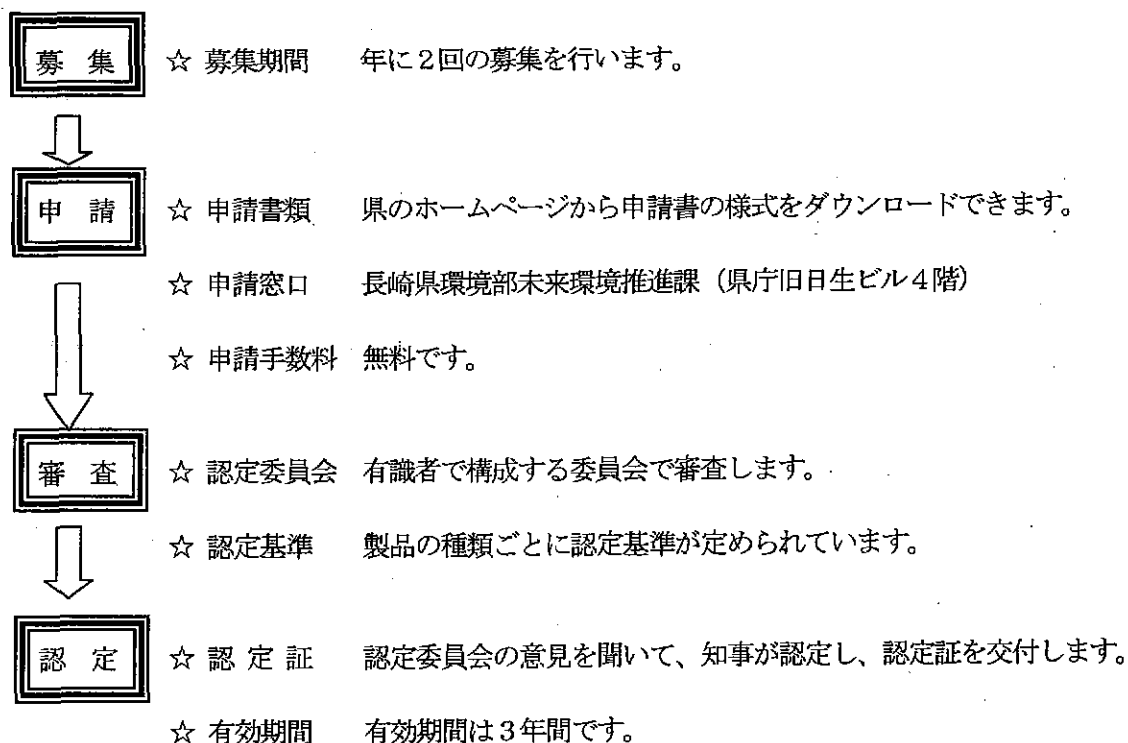
I 認定制度の概要

長崎県では、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図るとともに、リサイクル産業の育成に寄与し、もって循環型社会の形成に資することを目的として、長崎県リサイクル製品等の認定を行っています。

認定を受けた製品等の使用や流通を促進するため、次のような支援を行います。

- 認定を受けた事業者は、認定製品に認定マークを表示して販売することができます。
- 県は、県が行う公共工事等で優先的に使用します。
- 県は、ホームページ等で認定製品等を広く広報・PRします。

申請から認定までの流れ



Ⅱ 申請要領

1 対象となる製品等

(1) リサイクル製品

再生資源を利用した製品で、次の基準を満たすリサイクル製品が対象となります。

- ① 次のいずれかに該当し、かつ、生活環境の保全のために必要な措置が講じられている工場等で製造等がされていること。
 - ア 県内の工場等で製造等がなされていること。
 - イ 長崎県及び長崎県内の市町、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発されたものであること。
 - ウ 県内企業が開発し、県外の工場で製造等がなされたものであること。
- ② 製品認定基準に適合すること。
- ③ 関係する法令を遵守して製造等がなされること。
- ④ 原材料である再生資源は、入手の経路及び供給者が明らかであること。
- ⑤ 認定の申請時において既に県内で販売され、又は申請から6月以内に県内で販売されることが確実であること。

(2) リサイクル工法

- ① 工法認定基準に適合すること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ア 県内の企業等が開発し、又は施工するものであること。
 - イ 長崎県及び長崎県内の市町、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発されたものであること。
- ③ 関係する法令を遵守して施工等がなされること。
- ④ 原材料である再生資源は、入手の経路及び供給者が明らかであること。
- ⑤ 認定の申請時において既に県内で施工され、又は申請から6月以内に県内で施工されることが確実であること。

(3) リサイクルシステム

- ① 主として県内で排出される再生資源を利用したリサイクルシステムであること。
- ② 循環型社会の推進に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものであること。
 - ア 地域連携性 地域における様々な主体が密接に連携している取組みであること。
 - イ 環境改善性 4Rに関して環境改善効果が顕著な取組みであること。
 - ウ 経済自立性 自立した継続的な取組みであること。
 - エ 安全性 再生資源が安全かつ確実にリサイクルされる取組みであること。
- ③ 関係する法令を遵守した取組みであること。

2 申請方法

申請書に次の書類を添えて、長崎県環境部未来環境推進課に提出してください。

(1) リサイクル製品

- ①申請者の登記事項証明書
- ②申請者と製造等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料
- ③製造工場等の付近見取り図
- ④品質性能に係る検査結果書の写し
- ⑤環境安全性に係る検査結果書の写し
- ⑥品質管理に関する資料
 - a 製造工場等の工場内配置図
 - b 申請製品の製造設備の概要
 - c 申請製品の製造等の工程図（製造フロー図）
 - d 申請製品の品質管理基準（社内規格一覧表）
 - e 品質管理体制図（製造工場等の組織図）及び品質管理責任者
- ⑦製品又は製品の見本及び製品の写真
- ⑧製品の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）
- ⑨製品のパンフレット、説明書等
- ⑩会社案内、パンフレット等

(2) リサイクル工法

- ①申請者の登記事項証明書
- ②申請者と施工、開発等を行う者が異なる場合は、関係が分かる資料
- ③使用する再生資源の保管場所等の付近見取り図
- ④品質性能に係る検査結果書の写し
- ⑤環境安全性に係る検査結果書の写し
- ⑥品質管理に関する資料
 - a 資材、機材の配置図
 - b 申請製品の製造設備の概要
 - c 申請工法の工程図（フロー図）
 - d 申請工法において使用する再生資源の品質管理基準（社内規格一覧表）
 - e 再生資源の品質管理体制図（保管工場等の組織図）及び品質管理責任者
- ⑦施工状況の写真
- ⑧施工状況の写真の電子データ（県ホームページ掲載用）
- ⑨施工条件が分かる書類、工法のパンフレット、説明書等
- ⑩会社案内、パンフレット等

(3) リサイクルシステム

- ① リサイクルシステムの概要（別添様式）及びその根拠資料
- ② リサイクルシステムのフロー図
- ③ リサイクルシステム及び製品等の説明書・パンフレット等
- ④ その他参考資料

なお、申請に係る手数料は不要ですが、認定基準に適合していることを証する書類として必要な試験等に係る費用は申請者の負担となります。

3 認定基準

長崎県のホームページでご参照ください。

4 申請書等のダウンロード

申請書等の様式は長崎県のホームページ「電子県庁（申請書ダウンロード）」
(<http://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationSearch.php>) からダウンロードできます。

5 申請受付期間

第1回目受付期間：平成24年8月27日（月）から平成24年9月28日（金）（終了）

第2回目受付期間：平成24年12月17日（月）から平成25年1月31日（木）

6 審査

申請された製品は、有識者で構成する長崎県リサイクル製品等認定委員会の審査を経たうえで、知事が認定の可否を決定します。

7 認定

認定された場合は、「長崎県リサイクル製品（工法、システム）認定証」を交付します。

なお、認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までです。

8 認定マーク

認定製品を製造する事業者は、原則として製品に認定マークを表示していただきます。

長崎県 環境部 未来環境推進課 循環・快適環境班

TEL : 095-895-2511 / FAX : 095-895-2566

E-mail : s09050@pref.nagasaki.lg.jp